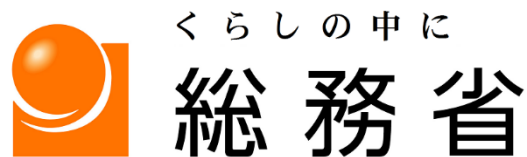


過疎対策の概要



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和2年4月28日
地域力創造グループ
過疎対策室

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

○昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。

- ・過疎地域対策緊急措置法（昭和45年4月24日施行）
- ・過疎地域振興特別措置法（昭和55年4月1日施行）
- ・過疎地域活性化特別措置法（平成2年4月1日施行）
- ・過疎地域自立促進特別措置法（平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。）

○現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末に期限が到来。

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」
及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

IV 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和2.4.1)	817	1,718	47.6 %
人口(平成27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平成27国調: km ²)	225,468	377,971	59.7 %

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

III 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援（令和2年度計画額4,700億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
 - ・平成22年の改正過疎法により、従来のハード事業に加えて新たに「ソフト事業」（地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持・活性化等、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業（基金積立も含む））も過疎債の対象とした。
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

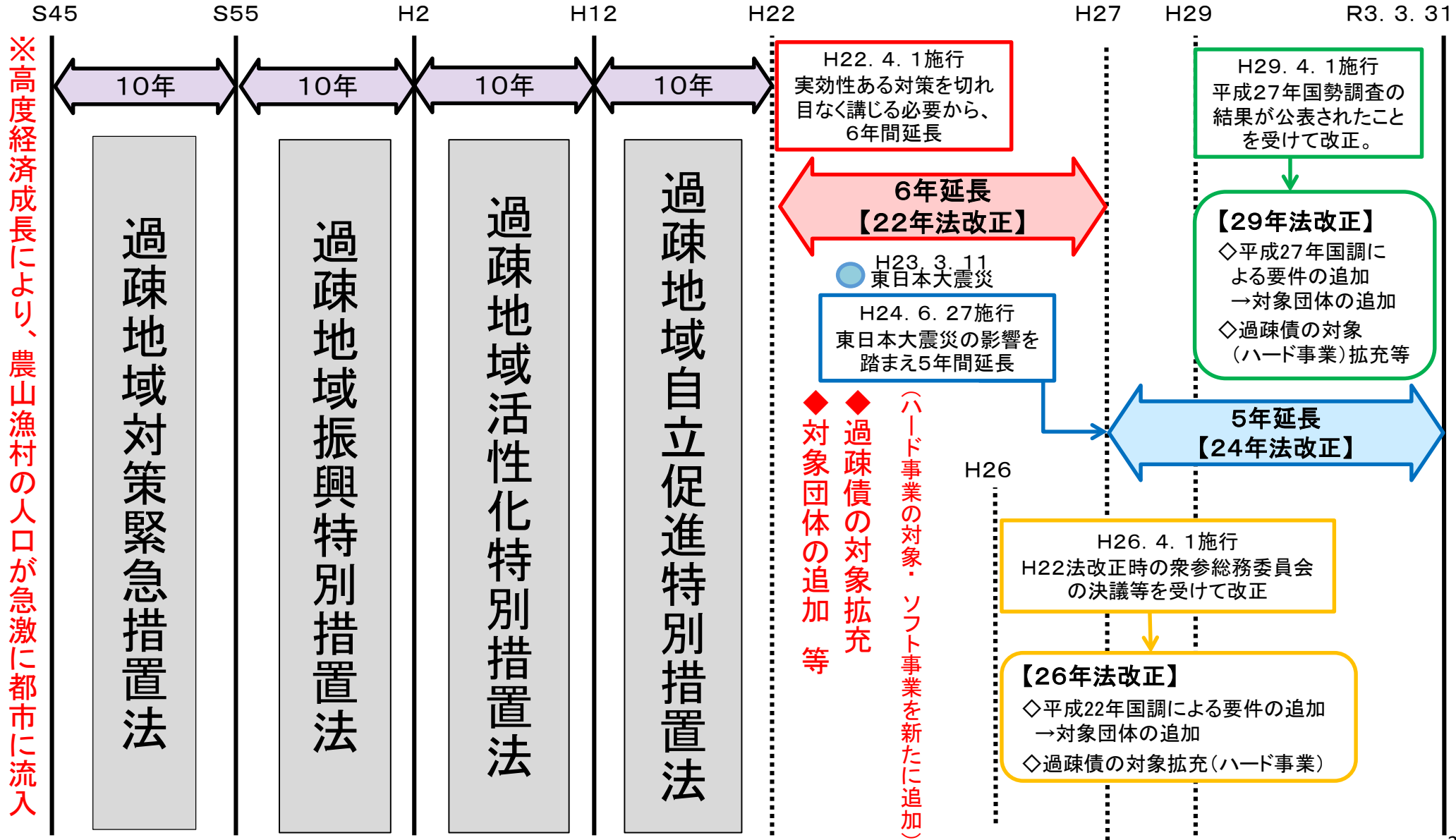
○過疎地域等自立活性化推進交付金（令和2年度予算額：6.9億円）

これまでの各過疎対策法の背景・考え方

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化 特別措置法	過疎地域自立促進 特別措置法	(延長)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～ 平成21年度	平成22年度～ 令和2年度
目的	・人口の過度の減少防止 ・地域社会の基盤を強化 ・住民福祉の向上 ・地域格差の是正	・過疎地域の振興 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の活性化 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の自立促進 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正 ・美しく風格ある国土の形成	
背景	・新規学卒者を中心とした急激な都市への人口吸収 ・897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少	・住民の就業機会や医療の不足 ・若年層を中心とした人口流出による高齢化	・第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中 ・高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生	・高齢化の進行・自然減の重みの増大 ・農林水産業の著しい停滞 ・集落存続危機 ・引き続き若年者の流出	・著しい高齢化の進行 ・身近な生活交通の不足 ・地域医療体制の弱体化 ・各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望
考え方	・緊急の対策 ・生活環境におけるナショナルミニマムの確保 ・開発可能な地域に産業基盤等を整備 ・人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止	・過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善 ・総合的かつ計画的の振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正	・「振興を図る」から「活性化を図る」へ ・地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視 ・公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視	・全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能 ・「活性化」から「自立促進」 ・個性を発揮して自立できる地域社会	・住民が将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ソフト事業拡充
成果	・市町村道改良率9% → 22.7%、舗装率2.7% → 30.6% ・集会施設整備80% ・昭和50年度における人口減少の鈍化(10%台 → 8%台)	・市町村道改良率22.7% → 39%、舗装率30.6% → 55.7%	・交通通信体系の整備のための経費ウエイトが下がり、産業振興、高齢者等の保健福祉、生活環境の整備のシェアが増加	・市町村道改良率54.2%、舗装率70.5% ・生活安定と福祉向上 ・個性ある地域形成(観光入込客数の増加)	

過疎対策法の流れ

(年度)



過疎地域の要件

下記①～⑤の要件のいずれかを満たせば過疎地域となる。

		H12法制定当初の要件		H22法改正時追加要件	H26法改正時追加要件	H29法改正時追加要件
		①(H7国調反映)	②(H12国調反映)	③(H17国調反映)	④(H22国調反映)	⑤(H27国調反映)
人口要件	長期要件	35年間(S35～H7)の人口減少率30%以上 又は 35年間(S35～H7)の人口減少率25%以上かつ H7の高齢者比率 24%以上 又は H7の若年者比率 15%以下 ※ 25年間(S45～H7)の人口増加率10%以上の団体を除く	35年間(S40～H12)の人口減少率30%以上 又は 35年間(S40～H12)の人口減少率25%以上かつ H12の高齢者比率 24%以上 又は H12の若年者比率 15%以下 ※ 25年間(S50～H12)の人口増加率10%以上の団体を除く	45年間(S35～H17)の人口減少率33%以上 又は 45年間(S35～H17)の人口減少率28%以上かつ H17の高齢者比率 29%以上 又は H17の若年者比率 14%以下 ※ 25年間(S55～H17)の人口増加率10%以上の団体を除く	45年間(S40～H22)の人口減少率33%以上 又は 45年間(S40～H22)の人口減少率28%以上かつ H22の高齢者比率 32%以上 又は H22の若年者比率 12%以下 ※ 25年間(S60～H22)の人口増加率10%以上の団体を除く	45年間(S45～H27)の人口減少率32%以上 又は 45年間(S45～H27)の人口減少率27%以上かつ H27の高齢者比率 36%以上 又は H27の若年者比率 11%以下 ※ 25年間(H2～H27)の人口増加率10%以上の団体を除く
	中期要件	25年間(S45～H7)の人口減少率19%以上	25年間(S50～H12)の人口減少率19%以上	25年間(S55～H17)の人口減少率17%以上	25年間(S60～H22)の人口減少率19%以上	25年間(H2～H27)の人口減少率21%以上
財政力要件	財政力指数	0.42以下 (H8～H10の3か年平均)	0.42以下 (H10～H12の3か年平均)	0.56以下 (H18～H20の3か年平均)	0.49以下 (H22～H24の3か年平均)	0.5以下 (H25～H27の3か年平均)
	公営競技収益	13億円以下	13億円以下	20億円以下	40億円以下	40億円以下

※ 人口要件は、長期要件又は中期要件のいずれかに該当、財政力要件は、財政力指数及び公営競技収益のいずれにも該当する必要がある。

※ 高齢者は65歳以上、若年者は15～29歳

過疎地域市町村の合併と過疎法の適用について

平成14年 4月 1日 1,210市町村



令和 2年 4月 1日 817市町村

過疎地域市町村の市町村合併があった場合
(過疎地域市町村と非過疎市町村の合併、過疎地域市町村同士の合併)

新たな市町村について判定

過疎地域の要件 (2条1項) (人口要件・財政力要件)



該当する (2条1項適用)

全域が過疎地域市町村 (647市町村)

該当しない

過疎地域とみなす要件 (33条)

規模要件 :

廃置分合等前の過疎地域市町村の人口が $1/3$ 以上または、廃置分合等前の過疎地域市町村の面積が $1/2$ 以上

人口要件 : 一定期間の人口が減少 (※)

財政力要件 : 廃置分合等前3か年平均の財政力指数が一定の基準以下 (※)



該当する (33条1項適用)

全域を過疎地域市町村とみなす
(いわゆる「みなし過疎」) (25市町村)



該当しない (33条2項適用)

合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす
(いわゆる「一部過疎」) (145市町村)

※財政力要件のみ該当しない場合



財政力指数が別の一定基準以下に該当する場合は、5年間に限り「みなし過疎」とする (それ以降は「一部過疎」) (※)



※ 合併年月日によって、人口要件は一定期間の年数と起算時期が異なり、財政力要件は基準となる財政力指数が異なる。

都道府県別過疎関係市町村数（令和2年4月1日時点）

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎市町村 (33条1項)	一部過疎を有する市町村 (33条2項)	備考
北海道	179	149	144	0	5	函館市[中核](過疎)
青森	40	29	23	1	5	八戸市[中核](一部過疎)
岩手	33	24	20	1	3	
宮城	35	10	7	0	3	
秋田	25	23	18	4	1	秋田市[中核](一部過疎)
山形	35	21	18	2	1	
福島	59	31	27	1	3	
茨城	44	5	2	0	3	
栃木	25	4	3	0	1	
群馬	35	14	9	0	5	高崎市[中核](一部過疎)
埼玉	63	4	2	0	2	
千葉	54	7	6	0	1	
東京	39	6	6	0	0	
神奈川	33	1	1	0	0	
新潟	30	14	9	1	4	
富山	15	4	3	0	1	富山市[中核](一部過疎)
石川	19	10	6	0	4	
福井	17	6	3	0	3	福井市[中核](一部過疎)
山梨	27	15	7	0	8	甲府市[中核](一部過疎)
長野	77	37	29	0	8	長野市[中核](一部過疎)
岐阜	42	14	7	1	6	
静岡	35	9	5	0	4	浜松市[政令](一部過疎)
愛知	54	5	3	0	2	豊田市[中核](一部過疎)
三重	29	9	7	0	2	津市[県庁](一部過疎)
滋賀	19	2	0	0	2	

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎市町村 (33条1項)	一部過疎を有する市町村 (33条2項)	備考
京都	26	10	7	1	2	京都市[政令](一部過疎)
大阪	43	1	1	0	0	
兵庫	41	10	7	0	3	
奈良	39	18	18	0	0	
和歌山	30	18	15	2	1	
鳥取	19	12	8	0	4	鳥取市[中核](一部過疎)
島根	19	19	15	2	2	松江市[中核](一部過疎)
岡山	27	20	13	1	6	岡山市[政令](一部過疎)
広島	23	16	10	0	6	呉市[中核](一部過疎) 福山市[中核](一部過疎)
山口	19	12	6	0	6	山口市[県庁](一部過疎) 下関市[中核](一部過疎)
徳島	24	13	11	0	2	
香川	17	8	6	0	2	高松市[中核](一部過疎)
愛媛	20	17	11	1	5	松山市[中核](一部過疎)
高知	34	28	24	0	4	高知市[中核](一部過疎)
福岡	60	21	16	2	3	
佐賀	20	9	5	0	4	佐賀市[県庁](一部過疎)
長崎	21	13	10	1	2	長崎市[中核](一部過疎) 佐世保市[中核](一部過疎)
熊本	45	27	22	2	3	
大分	18	16	12	1	3	大分市[中核](一部過疎)
宮崎	26	17	13	0	4	
鹿児島	43	41	35	0	6	鹿児島市[中核](一部過疎)
沖縄	41	18	17	1	0	
全国	1,718	817	647	25	145	

（備考） 1 市町村数は令和2年4月1日現在

2 過疎関係市町村数計は、本則適用(第2条第1項)、みなし過疎(第33条第1項)、一部過疎(第33条第2項)のすべてを合算。

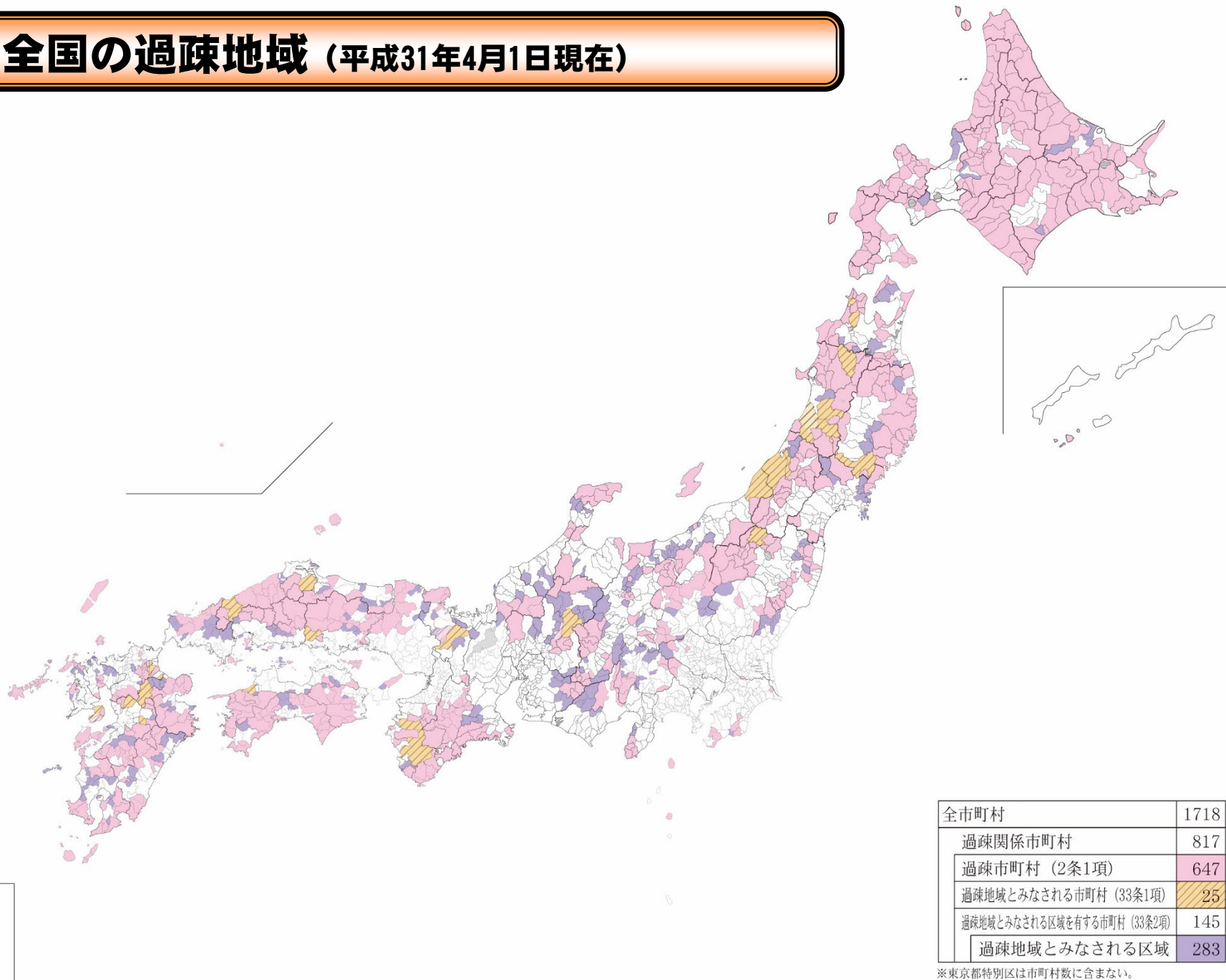
3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。

4 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳

市町村別 団体数	市	町	村
	279	410	128

全国の過疎地域（平成31年4月1日現在）



※東京都特別区は市町村数に含まない。

過疎法に基づく施策

(1) 国の補助のかさ上げ等

①統合に伴う小中学校校舎等(1/2⇒5.5/10)

②公立以外の保育所(1/2⇒2/3)

③公立保育所(1/2⇒5.5/10)

④消防施設(1/3⇒5.5/10)

三位一体改革で補助金廃止

(特別の地方債で措置)【施設整備事業(一般財源化分)】

(2) 過疎対策事業債 : 元利償還の7割を交付税措置

令和2年度計画額 4,700億円

平成元年度計画額 4,700億円

(3) 都道府県代行制度: 基幹道路、公共下水道

(4) 金融措置 : 政府系金融機関等の資金確保

(5) 税制措置 : 所得税・法人税に係る減価償却の特例 等

(6) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置

【参考】過疎対策のための国庫補助金

過疎地域等自立活性化推進交付金 (補助率 定額・1/2・1/3)

【令和2年度予算額 6.9億円】

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設 ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○電気通信に関する施設 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育文化施設	○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
○集落再編整備 ○自然エネルギーを利用するための施設			
過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)	○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)		

2 地方債計画額(当初)

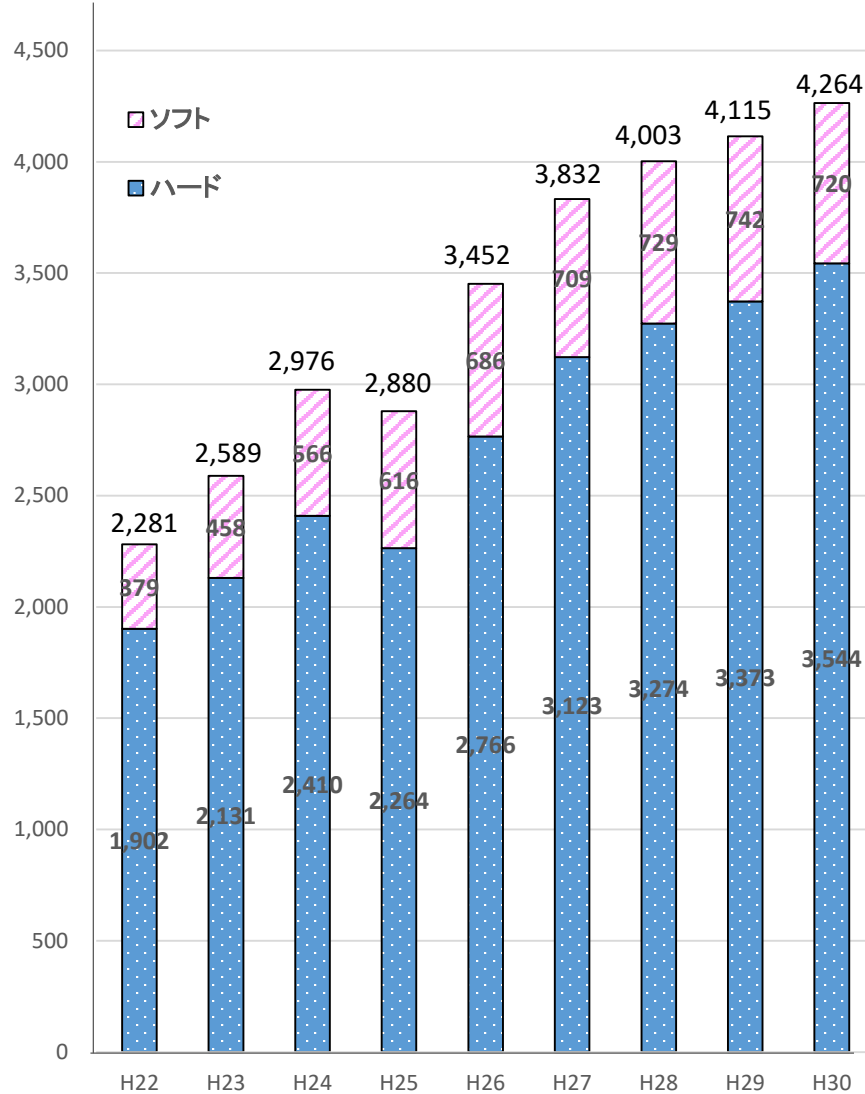
令和2年度 4,700億円

過疎対策事業債の発行状況

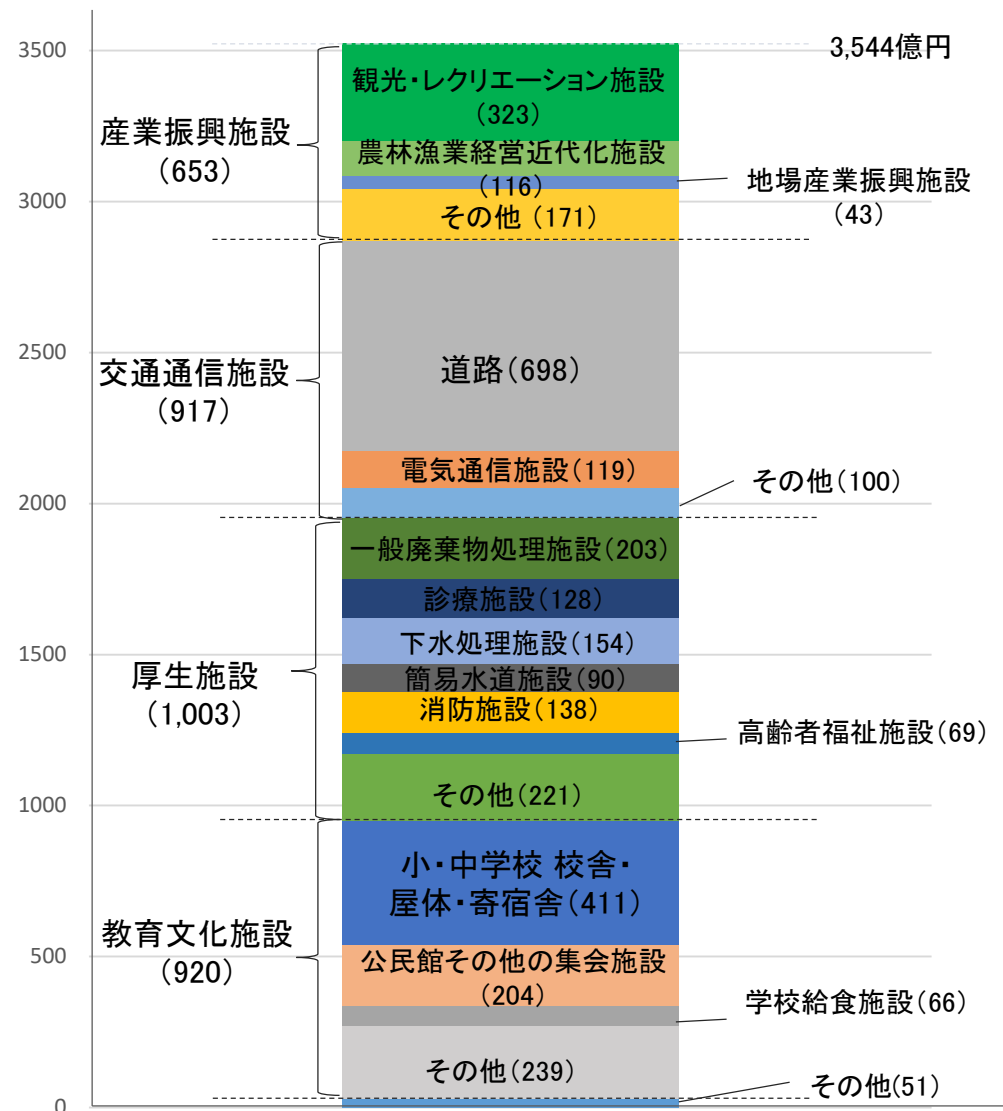
○過疎債発行額は、ハード分、ソフト分ともおおむね毎年度増加している。

○過疎債（ハード分）は、道路、小中学校校舎等、観光・レクリエーション施設、公民館その他集会施設の順で活用されている。

（億円） 【過疎債発行額の推移（H22～H30）】



（億円） 【過疎債（ハード分）の平成30年度発行額内訳（事業別）】



過疎対策事業債（ソフト分）の活用状況

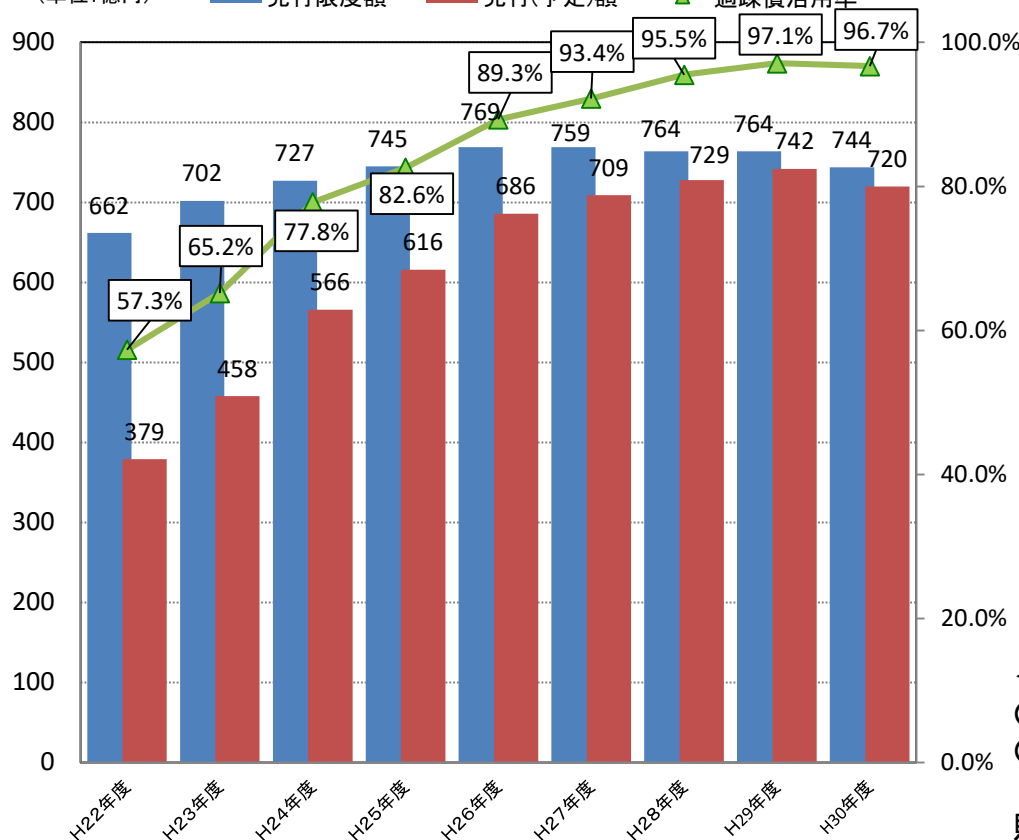
○過疎債（ソフト分）の活用率（発行（予定）額／発行限度額）は上昇傾向にある。

○過疎債（ソフト分）を活用している過疎関係市町村は、約9割（平成30年度実績：過疎関係市町村817のうち750市町村）

H22～H30年度発行限度額及び発行状況

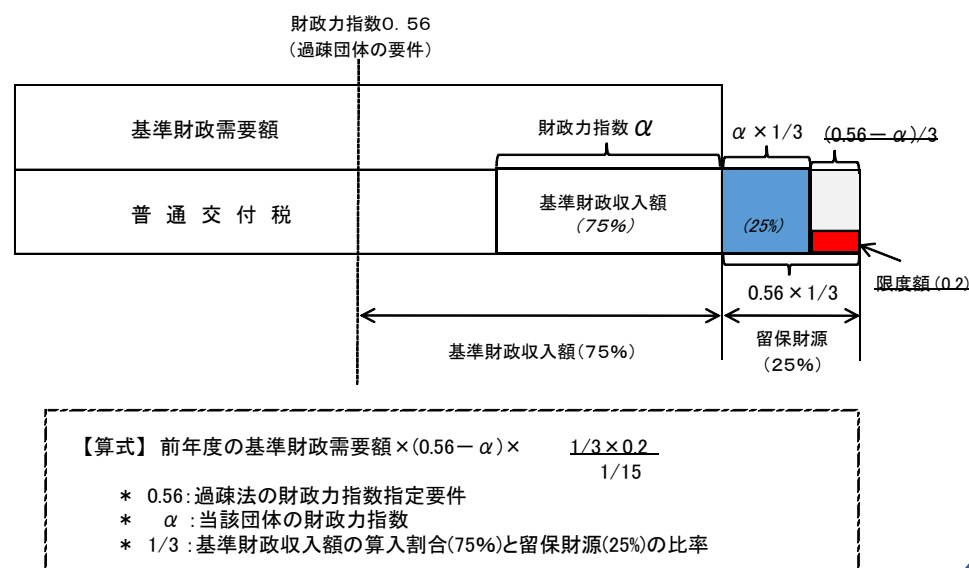
（単位：億円）

■発行限度額 ■発行（予定）額 ▲過疎債活用率



※過疎債活用率＝過疎市町村の発行（予定）額の総和／過疎市町村の発行限度額の総和

限度額算定のイメージ（最低限度額は3,500万円）



<H24年度からの運用弾力化>

○ハード分及びソフト分の起債要望額の合計額が地方債計画額の範囲内で、
○ソフト分の起債要望額の合計額が発行限度額の合算額に達しない場合、

財政力指数0.56以下の市町村について、**現行の発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算（最大で現行発行限度額の2倍）**を行うことができる。

※基金への積立ては、対象外。

新たな過疎対策に向けて～ 過疎地域の持続的な発展の実現～（要旨）

（令和2年4月17日 過疎問題懇談会（座長：宮口侗廸早稲田大学名誉教授）提言）

1 検討の経緯

- 現行の過疎法の期限（令和3年3月末）を踏まえ、平成29年度から、19回の会合と8回の現地視察を実施。
- 新たな過疎対策の理念、目標、施策の視点、対象地域のあり方、支援制度のあり方等について提言。

2 過疎対策の成果と課題（例示）

＜現在の過疎地域＞817市町村（全市町村の48%）、人口は全国比9%、面積は全国比60%）

- これまでの過疎対策は、産業の振興、交通・情報通信等の施設整備、地域医療・教育の機会の確保等に一定の成果。
- 一方、人口減少の加速、公共交通手段の確保、医療・福祉分野の担い手の確保、集落の維持・活性化等が課題。

3 過疎地域を取り巻く環境の変化

（1）厳しい環境の見通し

- ① 人口減少社会の到来、東京一極集中と過疎地域の人口減少の加速
- ② 担い手不足の深刻化
- ③ 公共施設等の老朽化・統廃合等
- ④ 農地、森林、住まい等の管理

（2）過疎地域の課題の克服に向けた新たな潮流

① 過疎対策の理念や過疎地域の価値・役割の背景となる新たな動き

- ・SDGsの理念の広がり（SDGsの持続可能性、多様性、包摂性等の考え方は、過疎対策の理論的基礎に）
- ・農地・森林に関する新たな法律の制定（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等）

② 過疎地域の課題を解決するための新たな取組

- ・過疎地域の特性を生かした学校教育の展開（小規模校での取組、高等学校の魅力化等）
- ・新しい人の流れと人と地域のつながりの創出（田園回帰の潮流、関係人口の創出等）
- ・しごとづくりの新たな展開（サテライトオフィス、農林漁業と観光業などの多業化等）
- ・集落づくりのための新しい組織とネットワーク（地域運営組織や集落ネットワーク圏の形成）
- ・Society5.0の可能性（過疎地域の条件不利性の改善への期待）

③ 過疎対策を推進するための新たな手法

- ・目標設定とフォローアップ（人口目標や地域の戦略の設定を通じ、社会増を実現した市町村の存在）
- ・市町村間の広域連携と都道府県による補完（これらの取組を進める地域の存在）
- ・規制の見直し（貨客混載制度の創設など、過疎地域の実情を踏まえた規制の見直し）

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

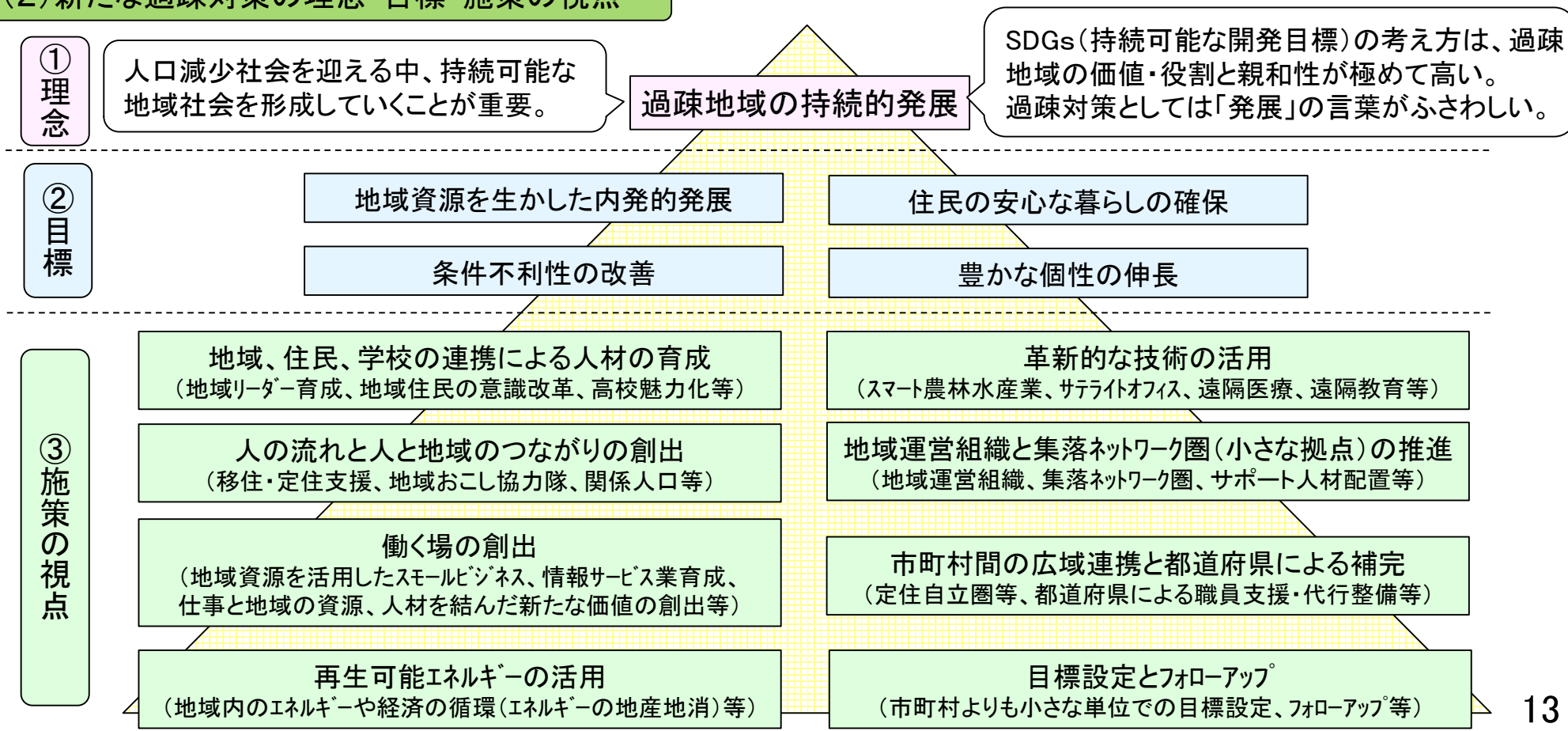
(1) 過疎地域の価値・役割と過疎対策の必要性

- 食料・水・エネルギーの供給、心のふるさと、多様な生態系保全などのほか、
・「先進的な少数社会(多自然型低密度居住地域)」として国土の価値を発揮
・食、生活、芸能、文化などの多様な価値を発展させていく
・都市部の被災の低下、災害リスクへの備えの役割
などの価値・役割が存在。

- これらの過疎地域の価値・役割は、
・SDGsで示されている考え方と親和性が極めて高い。
・都市及び国全体の発展に重要であり、過疎地域と都市が共生の関係になるよう国民的合意形成が重要。

→ 現行過疎法の期限(令和3年3月末)以降も、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要。

(2) 新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点



4 今後の過疎対策のあり方・方向性(つづき)

(3) 過疎対策の対象地域のあり方

- ・これまでの過疎対策の担い手や過疎地域の単位から、新たな過疎対策においても、過疎地域は、市町村を単位とすることが適当。
(過疎対策を実施する上では、平成の合併前の旧市町村や小学校区など市町村よりも小さな単位で施策を展開することも有効)
- ・過疎地域の要件は、現行過疎法と同様に、人口要件及び財政力要件を設けることが適当。
(人口減少率の判定期間の起算点を見直す必要性、人口密度を用いることの賛否、要件に該当しなくなる市町村による経過的な過疎対策の実施の必要性についての意見あり)
- ・平成の合併による合併市町村について、財政力に留意しつつ、人口減少が著しい旧市町村単位での取組を支援する仕組みも検討する必要。

(4) 支援制度のあり方

① 市町村計画

- ・将来人口の推計、目標の設定、フォローアップなど市町村計画の内容を充実・強化し、実質性を向上させることが重要。
- ・市町村より小さな単位での目標設定等も有効。

② 国庫補助等

施策の視点(4(2)③)に沿って、以下の各分野の施策を推進することが重要。施策の推進に当たっては、関係者間の連携や優良事例の情報共有を促す取組も重要。

- ・地域、住民、学校の連携による人材の育成(地域づくり担い手育成、高校魅力化、遠隔教育 等)
- ・人の流れと人と地域のつながりの創出(地域おこし協力隊制度や特定地域づくり事業協同組合制度の活用、関係人口創出・拡大 等)
- ・集落の維持・活性化(集落支援員、集落ネットワーク形成 等)
- ・情報通信基盤の整備(5G基地局や光ファイバ等の整備)
- ・産業振興(地域資源を生かした仕事づくり、革新的技術の活用 等)
- ・医療の確保(医療人材の確保、遠隔医療 等)
- ・公共交通の確保(コミュニティバスやデマンドタクシー運行支援 等)

③ 過疎対策事業債

- ・ハード・ソフト両面に活用できる過疎対策の中心的な支援制度。
- ・市町村計画の目標達成に資することを明確化することが重要。
- ・ソフト事業は、医療・交通等の体制構築や人材育成など中長期的な地域の資産・財産となり得る事業への充当が望ましい。

④ 規制の見直し

- ・過疎地域の実態に即した見直しを促していくことが重要。

⑤ 税制措置

- ・若者の働く場の確保、地域産業の振興といった視点を踏まえ、税制措置を充実することが重要。

⑥ 金融措置

- ・日本政策金融公庫等による低利融資を充実することが重要。

⑦ 市町村間の広域連携と都道府県による補完

- ・定住自立圏等の市町村間の広域連携と、代行制度等の都道府県による補完を、地域の実情に応じて対応することが重要。
(地方制度調査会の議論を踏まえて検討)